

第8回技術士制度・試験講習会  
(2) 技術士制度・試験の紹介  
試験受験申込書、業務経歴票  
[証明書]

平成30年2月10日

技術士(原子力・放射線部門) 博士(工学)  
井上賢紀

# 技術士法：定義

第2条 この法律において「技術士」とは、第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

2 略

# 技術士法：義務及び責務 その1

## （信用失墜行為の禁止）

第44条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

## （技術士等の秘密保持義務）

第45条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。

# 技術士法：義務及び責務 その2

(技術士等の**公益確保の責務**)

第45条の2 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、**公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。**

(技術士の**名称表示の場合の義務**)

第46条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その**登録を受けた技術部門を明示**してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

(技術士の**資質向上の責務**)

第47条の2 技術士は、**常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図る**よう努めなければならない。

# 技術士法：登録

(登録)

第32条 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、合格した第二次試験の技術部門（前条第一項の規定により技術士となる資格を有する者にあつては、同項の規定による認定において文部科学大臣が指定した技術部門）の名称その他文部科学省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 略      3 略

(技術士登録証及び技術士補登録証)

第34条 文部科学大臣は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証（以下「登録証」と総称する。）を交付する。

2 略

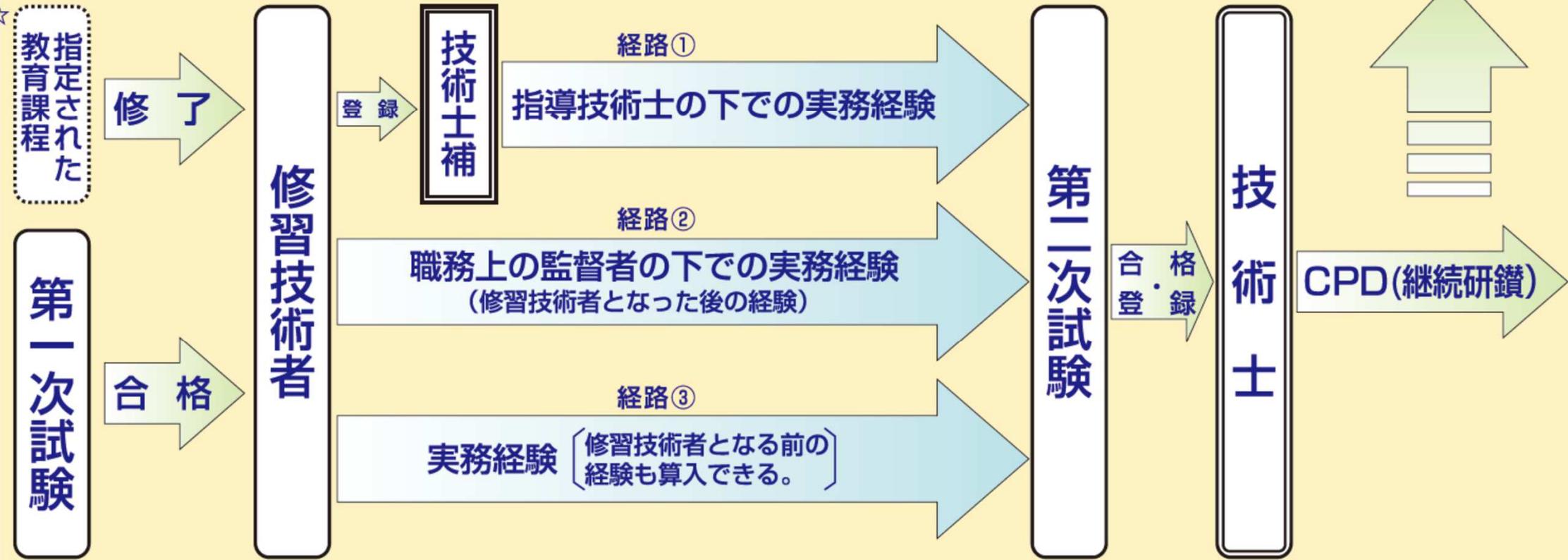
# 技術部門

01 機械	08 資源工学	15 経営工学
02 船舶・海洋	09 建設	16 情報工学
03 航空・宇宙	10 上下水道	17 応用理学
04 電気電子	11 衛生工学	18 生物工学
05 化学	12 農業	19 環境
06 繊維	13 森林	20 原子力・放射線
07 金属	14 水産	21 総合技術監理

# 技術士になるには . . .

## 技術士試験の仕組み

国際的な技術者資格



第2次試験の受験部門は、第1次試験の合格部門でなくてもよい。

# 第1次試験

1. 受験申込書等配布期間：平成30年 6月15日(金)～ 7月 2日(月)
2. 受験申込受付期間：平成30年 6月21日(木)～ 7月 2日(月)
3. 試験の日時：平成30年10月 7日(日)
4. 合格発表：平成30年12月 (官報+郵便)

合格基準：50%以上

	問題の種類	解答時間	配点
I 基礎科目	科学技術全般にわたる基礎知識を問う問題	1時間	15点満点
II 適性科目	技術士法第四章の規定の遵守に関する適性を問う問題	1時間	15点満点
III 専門科目	当該技術部門に係る基礎知識及び専門知識を問う問題	2時間	50点満点

# 第2次試験：その1

1. 受験申込書等配布期間：平成30年 4月 2日(月)～ 4月25日(水)
2. 受験申込受付期間：平成30年 4月 9日(月)～ 4月25日(水)
3. 試験日
  - (1) 筆記試験：平成30年 7月16日(月・祝)＝総合技術監理部門以外  
平成30年 7月15～16日＝総合技術監理部門
  - (2) 口頭試験：平成30年11月から平成31年 1月までの指定日
4. 合格発表
  - (1) 筆記試験：平成30年10月 (個人通知のみ)
  - (2) 口頭試験：平成31年 3月 (官報＋郵便)

筆記試験は、必須科目が合否決定基準に満たないと、  
選択科目は採点してもらえない。  
筆記試験に合格しないと、口頭試験は受験できない。  
口頭試験で不合格になると、筆記試験からやり直し。

# 第2次試験：その2

## (原子力・放射線部門の選択科目)

20-1 原子炉システムの設計及び建設	原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの設計、製造、建設及び品質保証、安全性の確保、核融合炉その他の原子炉システムの設計及び建設に関する事項
20-2 原子炉システムの運転及び保守	原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの運転管理及び保守検査、安全性の確保、原子力防災、廃止措置その他の原子炉システムの運転及び保守に関する事項
20-3 核燃料サイクルの技術	核燃料の濃縮及び加工、使用済燃料の再処理、輸送及び貯蔵、放射性廃棄物の処理及び処分、安全性の確保、保障措置その他の核燃料サイクルの技術に関する事項
20-4 放射線利用	放射線の物理、化学及び生物影響、工業利用、農業利用、医療利用、加速器その他の放射線利用に関する事項
20-5 放射線防護	放射線の物理、化学及び生物影響、計測、遮へい、線量評価、放射性物質の取扱い、放射線の健康障害防止その他の放射線防護に関する事項

平成31年度から3科目に再編

# 第2次試験：その3

## (総合技術監理部門を除く)

筆記試験	問題の種類	解答時間	配点
I 必須科目 ※	「技術部門」全般にわたる専門知識	1. 5時間	30点満点
II 選択科目	「選択科目」に関する専門知識及び応用能力	2時間	80点満点 (40)
III 選択科目	「選択科目」に関する課題解決能力	2時間	(40)

口頭試験	問題の種類	時間	配点
I 受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容及び応用能力	1. 経歴及び応用能力	20分	60点満点
II 技術士としての適格性及び一般的知識	2. 技術者倫理		20点満点
	3. 技術士制度の認識 その他		20点満点

※：平成31年度からは現在の択一式から記述式へ変更される予定

**合格基準：60%以上**



## 受験申込書・業務経歴票：その2

1. 履歴書を書くつもりで自分史年表をつくる。経験年数に注意。

2. 技術士にふさわしい経歴を絞り込む。

「計画・研究・設計・分析・試験・評価又はこれらに関する指導の業務」のどれにあてはまるか？

## 受験申込書・業務経歴票：その3

3. 「専門とする事項」と「業務内容の詳細」を合致させる。

4. 口頭試験の想定QAを受験申込書作成段階でつくる。

5. 複数案作成する。第三者にみてもらい、最後は自分で決断する。

## 受験申込書・業務経歴票：その3

6. 誤字脱字はNG。文字数超過は不可。表図も不可。徹底的に推敲し、完璧を追求する。
7. 試験官の専門分野は自分とは異なる。専門用語を使い過ぎない。
8. 提出1箇月前から開始する。

# おわりに一言

1. **あきらめない**  
思い立ったが吉日（私も5月に失速・・・）
2. **敵は自分**  
モチベーションの維持
3. ゴールを見据え、少しの努力で達成できる目標を**毎日**積み重ね
4. 日本技術士会ホームページの活用  
（過去問、試験要領、統計情報等）
5. **試験制度の変更（平成31年度以降）**

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/sonota/1381612.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/sonota/1381612.htm)